明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁五五～六三）　一
○自動車の型式を指定した件（国土交通一二〇七～一二三一）　一四
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同一二三二～一二四七）　一七
○自動車の装置の型式を指定した件（同一二四八～一二六七）　一九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
国立研究開発法人日本医療研究開発機構平成二十七事業年度財務諸表、企業年金連合会平成二十七事業年度決算等、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分取消訴訟の判決確定関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

告示

○文化庁告示第五十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年二月二十三日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十一月十日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　八四、一〇五円

二　利用者の住所及び氏名　東京都世田谷区船橋三丁目五番二十六号三〇三号室　島崎謙治

三　利用方法　脚本を翻訳して字幕を付すとともに、ＤＶＤとして一〇〇部複製し、無償で公衆に譲渡する。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：脚本を翻訳して字幕を付すとともに、ＤＶＤとして100部複製し、無償で公衆に譲渡

通し番号	題号	著作者名	著作物の種類	補償金の額（税込・単位：円）
1	不明	不明	映画	48,600
2	不明	不明	言語	4,725
3	不明	不明	音楽	30,780
合計				84,105

○文化庁告示第五十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年二月二十三日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十一月十日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　岐阜県岐阜市宇佐四丁目二番一号　岐阜県図書館（館長　片桐卓朗）

三　利用方法

①　岐阜県図書館ウェブサイトにおいて、無料でインターネット配信（公衆送信・複製）をする。配信期間は平成二十八年四月一日から五年間とする。

②　①に加えて、必要に応じて一著作物ごとに一年を単位として配信期間を延長する。

四　補償金の総額　①八、九七九円　②著作物ごとに定める額とする。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

No.	題号	発行年	著作者名	補償金の額（税込・単位：円） ①5年間配信する	補償金の額（税込・単位：円） ②必要に応じて1著作物ごとに1年単位で利用期間を延長する
1	松島塩竈明細全図	明治34年(1901)	蜂屋十馬	115	23
2	名勝総入改正仙台市内全図	明治29年(1896)	蜂屋十馬	115	23